

平成29年9月定例農業委員会議事録

(開会 9月25日(月) 午前9時

(欠席委員) 野々山久照委員、光岡鉦尚委員

(事務局出席者) 廣戸部長、原田次長、加藤主幹、鈴木副主幹、酒井主任主査、川野主事

(傍聴人) 0名

議長：ただいまから9月定例会農業委員会議事を開催します。

本日は、野々山久照委員、光岡鉦尚委員から本日の会議を欠席する旨の届け出を受けております。現在は19名になります。

議事に入る前に、会議の議事録署名委員を指名します。

5番、原田委員、7番、伊藤委員、よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。

議長：議案第22号、農地法第3条による許可申請について、事務局から説明を求めます。

【議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明がありました番号1、三好下の件につきまして、地元の野々山久照委員が欠席でありますので、事務局から意見をお願いします。

事務局：事前に野々山委員から御意見をいただいておりますので、かわりにお伝えさせていただきます。

申請地につきましては、現在、作付けは何もされておらず、周りに迷惑のかからないように、草刈りは適正に行われている状態でございます。

渡し人につきましては、高齢であり、今後の管理を考えると、農地を手放したいという考えに基づいての申請でございます。受け人につきましては、現在、水稻、畑作を行っております。また、農業倉庫1棟、機械等につきましては軽トラック、トラクター、田植え機、コンバイン等も所有し、良好に自己管理し営農をしております。

また、今回の申請につきましては、受け人所有の農業倉庫、柿畑が道路を挟んだ反対側に隣接しております。現在、柿の木の下で、植栽後、木はまだ小さいため、木と木との間で野菜を栽培しております。

が、今後の木の成長を考え、普通畑を所有したいという考えに基づいて、今回、農地のほうを購入したいということで意思確認をしましたので、問題はないということで御意見をかわりにいただいておりますので、よろしく申し上げます。

議長：ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、特に意見がないようでありますので、採決に移ります。

番号1について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：はい、ありがとうございます。全員賛成により、番号1については許可することとしました。

《採決結果：議案第22号 全員賛成1件》

議長：続きまして、議案第23号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について、事務局から説明を求めます。

【議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明がありました、番号1、福田の件につきまして、地元の酒井委員から御意見を申し上げます。

酒井委員：申請地は、神社の前の通りに面した田んぼでございます。そこに所有者の娘さんが分家を建てるということで、申請されたと聞いております。先日の区議会でも排水同意を受けていまして、もう全てが整っていると思いますので、許可はよろしいかと判断いたしております。

議長：はい、ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、特に意見がないようでありますので、番号1について、採決をとります。番号1について、県に対して進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議 長：続きまして、番号2、明知下の件につきまして、地元、深谷委員から御意見ををお願いします。

深谷委員：申請地のある、この明知下の土地につきましては、もともと分家住宅用地として準備した土地でありまして、今回の申請については特に問題ないと思っております。

議 長：はい、ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、特に意見がないようでありますので、番号2について、採決をとります。番号2について、県に対して進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。全員賛成により、番号2について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議 長：続きまして、番号3、苜生の件につきまして、地元の小河委員から御意見ををお願いします。

小河委員：申請地は第3種農地ということで、説明にありましたとおりの状況です。特に問題ないと思います。

議 長：はい、ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、特に意見がないようでありますので、番号3について、採決をとります。番号3について、県に対して進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。全員賛成により、番号3について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第23号 全員賛成3件》

議 長：続きまして、議案第24号、相続税の納税猶予に係る証明願について、事務局から説明を求めます。

【議案第24号 相続税の納税猶予に係る証明願について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：はい、ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました番号1、打越の件につきまして、地元の近藤委員から御意見を申し上げます。

近藤委員：9月23日に現地確認しましたところ、しっかり植えつけがしてありまして、畦の内側が草刈りしてありまして、もう稲刈り直前の状態でありました。しかしながら、本人に聞いたところ、兄弟で耕作していただきまして、来年は貸し付けを検討しているということでございます。以上でございます。

議 長：ただいま地元委員から説明がありましたけれども、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、ほかに意見がないようでありますので、採決に移ります。番号1について、証明書を発行することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：全員賛成により、番号1については、証明書を発行することとします。

議 長：続きまして、番号2、福谷の件につきまして、地元の林委員から御意見ををお願いします。

林委員：納税猶予の証明でございますけれど、申請者は被相続人の娘さんでございまして、実家は息子さんがみえるのですが、体調不良で、今後、実家も申請者が見ていくような状況でございます。

現場確認等させていただきまして、申請地の3筆については以前から利用権の設定がしてありました。そこで相続が発生したということで、2筆については特定貸し付け農地として証明をいただきたいということであり、あと1筆につきましては約2分の1が自作農地でございます。ミカンやサツマイモ、野菜等がありましたので、特定貸し付けはやめて、今後、自作をしていくということです。農機具についても実家にございますので、この3筆の納税猶予については問題ないと思っております。以上です。

議 長：ただいま地元委員から説明がありましたけれども、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、ほかに意見がないようでありますので、採決に移ります。番号2について、証明書を発行することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：全員賛成により、番号2については、証明書を発行することとします。

《採決結果：議案第24号 全員賛成2件》

議 長：続きまして、諮問に移ります。諮問第3号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、事務局から説明を求めます。

【諮問第3号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありまし

た番号1、新屋の件につきまして、地元の原田委員から御意見を願います。

原田委員：9月17日に現地を確認してきました。現況は、水稻が耕作されていますが、先ほど事務局から説明があったように耕作終了後ということで、何ら問題はないかなと思います。また、地元の土地改良区と耕作者等の意見を聞いたところ、何ら問題ないということでしたので、農振除外をしても問題ないと思いますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長：はい、ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、意見等がないようでありますので、採決に移ります。
番号1について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、ありがとうございます。全員賛成により、番号1について適当であるとして市へ答申することとします。

議長：続きまして、番号2、明知上の件につきまして、地元の深谷委員から御意見を願います。

深谷委員：申請地は交差点に面しております、1面だけ農地に面していますけれども、耕作者の方に確認したところ、了解しているということで、農業に影響はないと思います。また、この地区はコンビニが近いところにはありませんので、地区の区長を始め、出店を希望しております。よろしく願います。

議長：それでは、ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

高橋委員：コンビニができるということで、車の出入りの活発化や、夜間の営業ということになりますが、地域の住民の方への説明はありましたか。

深谷委員：地域の区長からは賛成ということで伺っており、地区としましても非常に期待しております。

議 長：そのほかにございませんか。

それでは、ほかに意見がないようでありますので、採決に移ります。

番号2について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：はい、ありがとうございます。全員賛成により、番号2について適当であるとして市へ答申することとします。

議 長：続きまして、番号3、明知下の件につきまして、地元の深谷委員から御意見ををお願いします。

深谷委員：現地の確認をしまいいりました。この土地につきましては、周辺が住宅に囲まれた一角の農地でございます。そして分家ということなので、特別に問題ないかと思えます。よろしくお願いいいたします。

議 長：それでは、ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、意見等がないようでありますので、採決に移ります。

番号3について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：はい、ありがとうございます。全員賛成により、番号3について適当であるとして市へ答申することとします。

議 長：続きまして、番号4、筋生の件につきまして、地元の小河委員から御意見ををお願いします。

小河委員：該当の土地は資料にあるように、境川と県道と住宅に囲まれた細長い三角形の先端の部分であります。また、この土地は畑で道路とほぼ同じぐらいの高さまでありますが、その他の農地は水田で、利用集積があったとしても、影響が余りないと思われまますので、問題ないと判断します。

議 長：それでは、ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

林委員：1点、確認させていただきたいのですが、この申請地については、もともと駐車場で使われていたと思いますが、今回、除外するにあたって、畑という形態にはなっていますか。

小河委員：はい、トラクターで耕作してあります。

林委員：わかりました。農振除外の案件が出た場合に畑の状況に戻さないと農振除外ができないのか、更地の状態でいいか、確認したいです。

事務局：農振農用地の除外の案件につきましては、特に農業を進めていかないといけないという場所になりまして、農振除外の転用等につきましては、適正に利用されている方について申請ができることとなっております。こういったことから、申請の段階につきましては必ず農地の状態で申請をいただくという形をとっております。

議 長：そのほかにございませんか。

それでは、意見等がないようでありますので、採決に移ります。

番号4について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：はい、ありがとうございます。全員賛成により、番号4について適当であるとして市へ答申することとします。

《採決結果：諮問第3号 全員賛成4件》

議 長：続きまして、事務局から報告をお願いします。

[報告事項]

1 平成29年8月分農地転用届出の受理状況について

議 長：はい、ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、御質問等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議長：これもちまして議長の職を終了させていただきます。ありがとうございました。

事務局：ありがとうございました。

その他事項につきまして、事務局から説明をさせていただきますので、お願いいたします。

- 1 人・農地プランについて
- 2 農地中間管理機構について

事務局：以上もちまして、9月定例農業委員会議を終了いたします。一同ご起立下さい。一同礼。

(閉会午前10時40分)